



事務連絡
令和2年3月10日

各社会福祉法人 理事長 様

愛媛県保健福祉部保健福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の
運営に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生による社会情勢を踏まえ、社会福祉法人の理事会や評議員会等の運営に関する取扱いについて、別紙のとおり整理しましたので、適正な法人運営に努めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

愛媛県保健福祉部

社会福祉医療局保健福祉課

福祉監査グループ 高田

松山市一番町4丁目4の2

電話 089-912-2304

F A X 089-921-8004

メールアドレス takata-akinori@pref.ehime.lg.jp

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の
運営に関する取扱いについて

1 理事会の開催について

(1) 理事会の開催

理事会の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず3月中に開催することが困難な場合については、可能になり次第、速やかに開催すること。

(2) 理事会における「対面」の解釈

理事会については、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。また、「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付け雇児発 0427 第7号・社援発 0427 第1号・老発 0427 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。により行うこと）」とされている。

「テレビ会議等」とは、各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はない。

(3) 理事会決議の省略

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、やむを得ない場合にのみ認められる。理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により準用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）第96条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされる。なお、理事全員から事前の同意が得られなければ決議の省略ができないことに留意すること。

(4) 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、法第45条の16第3項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっており、これについては、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項の規定により、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があることとなっていることとなっているが、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず3月中に理事会を開催することが困難で理事会決議を省略した場合については、書面により職務の執行状況の報告を行い、その後開催される最初の理事会で再度報告等を行うこと。

2 評議員会の開催について

(1) 評議員会の開催

評議員会の開催については、1 (1) 及び (2) と同様に取り扱うこと。

(2) 評議員会決議の省略

評議員会決議の省略については1 (3) と同様であるが、1 (3) のうち「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、定款に決議の省略の定めがない法人でも可能である。

3 経過措置期間の満了に伴う評議員の選任について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超える数」の選任が必要なところ、平成27年度の収益が4億円以下の法人については、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条に規定する経過措置により、令和2年3月末までの間、4名以上としてきたところであり、当該経過措置適用法人で評議員の確保が完了していない法人は、今月中に評議員選任・解任委員会などの評議員の選任手続を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、その手続の実施が困難な法人については、可能になり次第、速やかに手続を行うこと。